

## 第1回講義の補足説明

2017/09/27

松岡 久和

### 1 保証と物上保証（＝債務者以外による物的担保の提供）の異同

共通点は、両者とも他人の債務について担保を提供するものであること。それゆえ、保証債務を履行したり、担保権が実行されて担保目的物を失った者は、最終的な負担者である（主たる）債務者に求償ができる。保証では459条・462条-464条。物上保証では、372条・351条によりこれらの規定が準用されるので、ほぼ同内容。

異なる点は、保証人が自らの全責任財産によって主たる債務者と同じ内容の債務（保証債務）を負う（人的無限責任）のに対して、物上保証人は担保目的物の範囲で責任のみを負う（物的有限責任）ことである。物上保証人は債務を負わないので、弁済義務はない。債権者も、第三者弁済をしなければ担保権を実行する（と威嚇する）ことはできても、法律上、物上保証人に支払を請求することができない。

ちょっと応用的問題として、債務者に対する履行請求や債務者の債務の承認の効力の問題がある。これにより保証債務についても時効が完成猶予され、または時効期間が更新される（新457条1項）。これに対して、担保権についての時効の完成猶予や更新の効果は生じない。

### 2 所有者が所有物に抵当権を設定した場合、所有者の処分権限はどうなるのか（河口さんの良い質問）。

所有権は抵当権によって制約されるが、抵当権の負担の付いた所有権を処分する権限は制約されない。たとえば、1億の土地に5000万円を被担保債権とする抵当権を設定した場合、抵当権設定者は、抵当権付の土地として、5000万円程度で売却することができ、この処分には抵当権者の同意や承諾を要しない。第2順位や第3順位の抵当権を設定して、余剰価値5000万円分まではさらに融資を受けることもできる。

抵当権者は、抵当権設定登記がされていれば、抵当不動産が処分されて第三者の所有物になっても、その第三者を物上保証人類似の者として抵当権を実行できる（抵当権の追及効）。第2順位・第3順位の抵当権が設定されても、第1順位の抵当権者は、それらの後順位抵当権者より優先して自らの債権を回収することができる。